

1 策定の趣旨

令和3年3月に策定した「草津市行政経営改革プラン（令和3年度～令和6年度）」および令和4年10月に策定した「第2期草津市財政規律ガイドライン（令和5年度～令和14年度）」で掲げる「新たな財源の確保」に基づき、地域経済の活性化、施設の利用者数の増加等に係る取組の一つとして、**公共施設へのネーミングライツの導入について**、先に実施した調査や、県内自治体の基準等を踏まえ、**基本的な考え方を整理するもの**。

2 基本的な考え方

項目	内容	考え方										
導入対象	<p>▼文化施設、スポーツ施設、観光施設、道路、公園等の公共施設</p> <p>※広告媒体としての価値に見合わないものや、学校等、愛称を付するのが適当でないと判断されるものは対象外。 また、ネーミングライツ以外の手法により、既に愛称が付けられている公共施設については、原則、対象外とするが、民間事業者等から導入の提案があった場合は、検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントへの導入については、導入の進め方や、協賛金を得て行っている事業との兼ね合い、導入により実施の目的や意図が不明確になり、参加者等が困惑することも考えられることなど、課題が多いことから対象外とする。 ・既に愛称が付けられている公共施設等については、<u>具体的な提案がなかったことや、「ころころと名前が変わらない方が良い」といった意見があったことから、原則、対象外とする</u>。一方で、アミカホール・クリアホール等について、「一定の市場性があるのではないか」といった意見や、今後の草津川跡地整備の動向等を踏まえ、左記の表現とする。 										
契約期間	<p>▼原則、3年～5年</p> <p>導入開始時期については、指定管理期間を考慮するなど、公共施設等の特性や管理・運営形態等に応じて決定する。</p> <p>※ネーミングライツ料の支払については、年払または一括払可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>今回の提案や意見が「5年」であったことや、県内自治体の基準や事例（最長5年）を踏まえ、3年～5年とする。</u> <p>【県内自治体の基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>滋賀県</th> <th>大津市</th> <th>彦根市</th> <th>長浜市</th> <th>野洲市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年超（※）</td> <td>3年以上</td> <td>3年以上</td> <td>3年～5年</td> <td>3年～5年</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>（※）施設の一部に導入する場合は3年以下。愛称変更により利便性等を大きく損なう恐れがあるものは3年以上。</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネーミングライツ料について、メディアに取り上げられる頻度等に応じた年度ごとの柔軟な設定や、事業者の決算時期等を考慮した支払方法等の提案があったことを踏まえ、一括払を可とする。 	滋賀県	大津市	彦根市	長浜市	野洲市	3年超（※）	3年以上	3年以上	3年～5年	3年～5年
滋賀県	大津市	彦根市	長浜市	野洲市								
3年超（※）	3年以上	3年以上	3年～5年	3年～5年								
公募期間 周知期間	<p>▼公募期間:3か月以上、周知期間:5か月程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者からの提案や意見を踏まえ、左記のとおりとする。 										
選定方法	<p>▼公募を行い、所管部局が設置する審査委員会（内部委員）で選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内自治体の基準、事例（すべて内部委員）を踏まえ、内部委員とする。</u> ・選定に当たっては、県内自治体の基準や今回の調査を踏まえ、<u>審査基準を設定（次頁で整理）</u> 										

草津市ネーミングライツ導入指針の策定について

3 主な審査基準(審査項目・配分点)

ネーミングライツパートナーの選定に当たっては、原則、所管部局が設置する内部の選定委員会において審査を行い、優先交渉権者を決定する。
審査については、ネーミングライツ料の多寡のみによるものではなく、下記の審査項目(配分点)に基づき、総合的に判断する。

【審査項目・配分点】

審査項目	草津市 (案)	草津市事例 YMITアリーナ	滋賀県	長浜市	彦根市	大津市	野洲市
愛称案	20	20	20	30	20	○	20
経営の安定性	10	20	20 (契約期間が3年超の場合)	10	10	○	20
提案内容	10 ※1	-	20 (契約期間が3年以下の場合)	-	10	-	-
地域貢献等	10	20	10	10	10	○	20
発見貢献	-	-	-	-	-	-	10 (施設の価値発見・提案)
ネーミングライツ料	40	40	40	40	40	○	30
契約期間	10 ※2	-	10	10	10	○	-
合計	100	100	100	100	100	配点基準は未公表	100

※1 ネーミングライツの導入に当たっては、単なる財源確保と捉えるのではなく、施設の命名権を付与することにより生じる企業活動や、その対価で行う市の施策が、施設利用者数の増加や、市民サービスの向上、シティセールス等につながるといった庁議での指摘や、県内自治体の基準、今回の調査において民間事業者から導入に係る一定の提案があったことを踏まえ、配分枠を調整し、「提案内容」を設定する。

※2 県内自治体の基準を踏まえ、配分枠を調整し、「契約期間」を設定する。

草津市ネーミングライツ導入指針の策定について

4 主な審査基準(審査ポイント・評価方法)

選定委員会は、下記の審査ポイント・評価方法に基づいて各審査項目を得点化し、最高得点をつけた委員数が最も多い応募者を優先交渉権者として選定する。※ 最高得点をつけた委員数が同数の場合は、得点化した点数を応募者ごとに合算し、最も高い得点となった応募者を優先交渉権者とする。

【審査ポイント・評価方法】

審査項目	配分点	審査ポイント（審査の視点）	評価方法																								
愛称案	20	愛称の親しみやすさ、呼びやすさ、地域への定着度、施設の設置目的やイメージとの整合等	配分点に基づき、原則、下記のとおり評価ランクを分け、得点化する。																								
経営の安定性	10	ネーミングライツ料の支払能力、経営の安定性等（財務状況（決算報告書類）等から判断）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の判断基準</th> <th>評価</th> <th>得点（20）</th> <th>得点（10）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査ポイントが優れている</td> <td>A</td> <td>20</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>審査ポイントがやや優れている</td> <td>B</td> <td>15</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>審査ポイントが標準的である</td> <td>C</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>審査ポイントがやや劣っている</td> <td>D</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>審査ポイントが劣っている</td> <td>E</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価の判断基準	評価	得点（20）	得点（10）	審査ポイントが優れている	A	20	10	審査ポイントがやや優れている	B	15	8	審査ポイントが標準的である	C	10	5	審査ポイントがやや劣っている	D	5	3	審査ポイントが劣っている	E	0	0
評価の判断基準	評価	得点（20）	得点（10）																								
審査ポイントが優れている	A	20	10																								
審査ポイントがやや優れている	B	15	8																								
審査ポイントが標準的である	C	10	5																								
審査ポイントがやや劣っている	D	5	3																								
審査ポイントが劣っている	E	0	0																								
提案内容	10	施設の魅力や利便性、市民サービスを高めるための提案があるか、提案内容の具体性、実現可能性等																									
地域貢献等	10	地域貢献や〇〇の振興等に対する理念、活動実績、今後の計画等																									
ネーミングライツ料	40	応募金額の妥当性 相対評価	① 応募金額（年額）が最高である者を1位として、満点の40点を付与する。 ② ①以外の応募金額の場合は、1位の金額（最高応募金額）を用いて、下記により算出する。 ③ 応募が1者のみの場合で、応募金額が市希望金額未満の場合は、最高応募金額を市希望金額に置き換えて算出する。 （算定式）得点 = 40点 × 当該応募金額 / 最高応募金額 ※ 端数がある場合は、小数点以下第一位を四捨五入する。																								
契約期間	10	契約期間の妥当性 相対評価	① 市の希望する契約期間どおりの提案であった場合、満点の10点を付与する。 ② ①以外の契約期間による提案があった場合は、下記により算出することとし、10点を超える場合は、10点とする。 （算定式）10点 × （提案契約期間 / 市の希望する契約期間） ※ 端数がある場合は、小数点以下第一位を四捨五入する。																								

審査ポイント・評価方法について、県内自治体の基準を踏まえ、同等の表現とする。

草津市ネーミングライツ導入指針の策定について

5 【参考】県内ネーミングライツ導入事例

自治体	対象施設等	愛称	企業名	ネーミングライツ料	期間	審査
滋賀県	うみのこラッピングカー	うみのこイース号	滋賀ダイハツ販売株式会社	ラッピングと 初期登録費用	H30. 4. 1～ R5. 3. 31	内部
	県民の森	滋賀日産リーフの森	滋賀日産自動車販売株式会社	年額500千円	R1. 4. 1～ R6. 3. 31	内部
	滋賀県立長浜ドーム	長浜バイオ大学ドーム	学校法人関西文理総合学園	年額2,400千円	R1. 4. 1～ R7. 3. 31	内部
	滋賀県立彦根総合運動場野球場	オセアンBCスタジアム彦根	オセアン株式会社	年額3,700千円	R2. 9. 1～ R5. 3. 31	内部
	山門水源の森	奥びわ湖・山門 水源の森	株式会社山久	年額1,000千円	R3. 4. 1～ R5. 3. 31	内部
	滋賀県立琵琶湖漕艇場	関西みらいローイングセンター	株式会社関西みらい銀行	年額1,800千円	R3. 4. 20～ R8. 3. 31	内部
	滋賀県立伊吹運動場	OSPホッケースタジアム	大阪シーリング印刷株式会社	年額300千円	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	内部
	滋賀の文化財講座 「打出のコツチ」	滋賀の文化財講座 「花湖さんの打出のコツチ」	株式会社国華荘 (びわ湖花街道)	年額50千円	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	内部
	滋賀県立体育館	ウカルちゃんアリーナ	株式会社成基	年額2,000千円	R4. 4. 1～ R8. 3. 31	内部
滋賀アリーナ	滋賀ダイハツアリーナ	滋賀ダイハツ販売株式会社	年額5,000千円	R4. 10. 1～ R9. 3. 31	内部	
大津市	皇子山総合運動公園野球場 (皇子山球場)	マイネットスタジアム皇子山	株式会社マイネット	年額5,000千円	R4. 1. 1～ R9. 3. 31	内部
	近江神宮外苑公園	高栄ホームパーク	株式会社高栄ホーム	年額555千円	R4. 4. 1～ R5. 3. 31	内部
彦根市	彦根市スポーツ・文化交流センター	プロシードアリーナHIKONE	株式会社 PRO-SEED	年額5,500千円	R4. 12. 1～ R9. 3. 31	内部
野洲市	野洲文化ホール	シライシアター野洲	シライ電子工業株式会社	年額1,500千円	R1. 12. 1～ R6. 3. 31	内部